

## 第3章 地域福祉計画の基本的な考え方

### 1. 地域福祉計画で目指す将来像

我が国では、少子高齢化が、世界に例のないスピードで進み、また人口減少が予想以上に早く始まり、今後もこの状況は続くと言われています。このことは佐倉市でも例外ではありません。

私たちは、一人ひとりが安心して、いきいきと暮らせるまちをつくり、物質的な豊かさのみならず、精神的豊かさをも実感でき、快適に住み続けたいと思う佐倉市として、次世代に引き継ぎ、人口減少、少子高齢化社会に備えなければなりません。

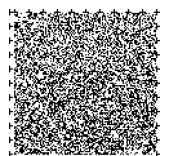
そこで、佐倉市の他の健康福祉分野の計画とあいまって、安心できる少子高齢化時代の福祉の充実を図るため、佐倉市地域福祉計画で目指す将来像を第1次計画から引き継ぎ、次のとおりとしました。

**一人ひとりが**

**自分らしく 安心して**

**暮らせる 地域社会**

この将来像は、地域で暮らすすべての人が、人としての尊厳をもって、年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、自分らしく、安心できる生活がおくれるように、地域社会全体で支え合うことを表すものです。



## 2. 将来像を実現するための基本目標

第2章では、住民が抱える生活全般にわたる課題を整理し、福祉の視点からそれぞれの課題に対するこれからの取り組みの方向を検討分類しました。第2次計画として、目指す将来像「一人ひとりが自分らしく安心して暮らせる地域社会」を実現するための基本目標を、第1次計画と同様に次の4つに設定しました。

### 基本目標1 安全・安心なまちづくり

地域のすべての人が、健康で安心して暮らせるために、**保健事業<sup>28</sup>**の充実や、健康づくりの活動の促進を図ります。

また、高齢者、障害者、子育て家庭等の相談体制の強化や、各施設の整備を促進します。

さらに、日常生活を取り巻く環境を誰もが安全・安心・快適に暮らせるように、**ユニバーサルデザイン<sup>29</sup>**を推進し、住み良いまちづくりを目指します。

#### ● 取り組みの方向

- |                    |
|--------------------|
| 1. 健康増進と保健医療の充実    |
| 2. 安全で暮らしやすいまちづくり  |
| 3. 地域における生活支援体制の充実 |

### 基本目標2 交流と支え合いの地域づくり

地域に住む住民同士が子どもから高齢者まで世代を超えた交流を図ることで、自分らしく生き生きと暮らし、みんなが手をつなぎ支え合い、助け合う地域社会をつくれます。

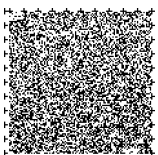
また、住民や地域の福祉推進団体等を中心にネットワークづくりを進め、地域の問題を地域で支え合い解決できるようなまちづくりを進めます。

#### ● 取り組みの方向

- |                   |
|-------------------|
| 1. 地域福祉ネットワークづくり  |
| 2. 地域での交流と生きがいつくり |
| 3. 福祉意識を高める       |

<sup>28</sup> ①健康増進法に位置付けられる健康増進事業(1)がん検診(2)歯周疾患検診(3)骨粗鬆症検診(4)肝炎ウイルス検診(5)健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査(6)健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導(7)健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導、②高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診・特定保健指導、③予防接種法に基づく予防接種、④母子保健法に基づく母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導などのことをいう。

<sup>29</sup> ユニバーサル=普遍的な、全体の、という意味が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初から出来るだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。



### 基本目標3 協働のしくみづくり

住み慣れた地域でいつまでも生活していくためには、市民の自主的・主体的な地域福祉活動が欠かせません。市は、その基盤整備として、活動の担い手の育成、拠点・財源の確保について、市民と協働して取り組みを進めます。

また、保健福祉の相談体制など地域福祉推進の体制づくりを市民との対話を図りつつ進めます。

#### ● 取り組みの方向

1. 保健福祉相談体制の整備
2. 地域福祉推進活動の担い手の育成
3. 地域福祉推進の体制づくり
4. 地域福祉推進の資源・財源の確保

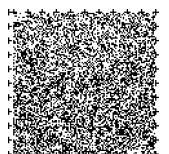
### 基本目標4 分かりやすい情報のしくみづくり

地域で自分らしく安心して暮らすことを、誰もが望んでいます。そのためには、分かりやすく正確な情報を必要な人が必要なときに利用して自己決定できるとともに、安心して自らの情報を発信できることが必要です。

このような情報を共有するしくみづくりに取り組みます。

#### ● 取り組みの方向

1. 分かりやすい情報と利用しやすい窓口の充実
2. 安全を守る情報のしくみづくり
3. 権利擁護（成年後見制度）の利用促進



### 3. 地域福祉推進圏域

地域の福祉課題やニーズは、近隣の助け合いや地域のボランティア活動などで解決できること、公的福祉サービスや社会福祉法人等の専門的な支援が必要なこと、さらに複合的な支援が必要なことまで、きわめて多様な事項があります。

地域福祉計画では、このような地域の福祉課題やニーズに対して、行政が行う公的福祉サービスの提供を計画化するだけでなく、地域住民等の福祉の担い手が行う取り組みは何であるのかを自らが明らかにするしくみづくりが必要です。

このような取り組みを効率的、効果的に展開していくために、第1次地域福祉計画では、市全域を一単位としてとらえるのではなく、小域福祉圏、中域福祉圏および基本福祉圏の三層構造の地域福祉推進圏域を設定しました。

#### 【地域福祉計画推進における圏域の検討の経緯】

佐倉市は、中域福祉圏として、平成21年に佐倉市高齢者福祉・介護計画に定める日常生活圏域<sup>30</sup>に地域包括支援センターを、市内5か所に設置しました。

また、佐倉市地域福祉計画・佐倉市地域福祉活動計画で定める、協働課題を検討する委員会である「地域福祉推進会議」においても、圏域のあり方について検討を重ねてきました。

地域福祉推進会議では、次の作業を行いました。

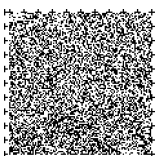
- ① 「佐倉市内にはどのような地域福祉活動圏域があるのか」についての現状調査。
- ② 「圏域を設定しなければ地域福祉課題は解決できないのか」を検討するために、事例（「高齢者の見守り、高齢者情報の共有について」「障害者の地域生活支援について」「児童虐待、子育て支援のネットワークについて」）をもとに各圏域および社会資源の役割・機能の検討。

#### 【地域福祉圏域検討の課題】

地域福祉圏域に関して以下のような課題が明らかとなりました。

- ① 佐倉市は各福祉分野とも社会資源が比較的そろっているが、市内各地に偏在している。（地域住民の利便性の課題）
- ② 小域福祉圏内の各活動団体が、活動範囲、活動の担い手、活動内容などで重複している。
- ③ 小域福祉圏内の各活動団体同士の連携が不十分。
- ④ 小域福祉圏を支援する上位圏域である、中域福祉圏の役割・機能が明確ではない。
- ⑤ 小域福祉圏から中域福祉圏、基本福祉圏への連続性や関係性が不明確である。  
（3層構造の意義）

<sup>30</sup> 平成18年4月の改正介護保険法の施行により、市町村が策定する介護保険事業計画に定めることとなった区域（生活圏域）のこと。



以上のような課題をふまえて、第2次地域福祉計画では、次のようにそれぞれの地域福祉推進圏域の位置づけや範囲および想定される機能を定めました。

### 小域福祉圏

市内に14ある地区社会福祉協議会の範囲を基本として、民生委員・児童委員協議会（市内に8地区）、小学校（市内に23校区）、**地域まちづくり協議会**<sup>31</sup>、自治会・町内会等が連携し、地域において発生する課題の発見から支援までを行えるネットワークの構築を検討します。

#### 【機能】

- ・ 近隣で発生するニーズや潜在化しやすいニーズなどを発見します。
- ・ 行政や地域からのお知らせ・情報の伝達（回覧板など）と、地域の情報やニーズの収集、そして関係機関等への連絡や情報の共有が地域でできるしくみをつくります。
- ・ 地区社会福祉協議会を中心に、小域に「なんでも相談窓口」を設置し、研修を受けた「（仮称）地域福祉サポーター」を配置し、住民に身近な地域での相談・支援機能のあり方を検討します。
- ・ 地区社会福祉協議会を中心に、身近な地域に福祉活動の拠点や、高齢者・障害者・親子などが集える居場所をつくり、住民参加の促進や住民同士の交流を図ります。
- ・ 地区社会福祉協議会が中心となり、小域福祉圏内の活動団体や住民のネットワークづくりを進めます。

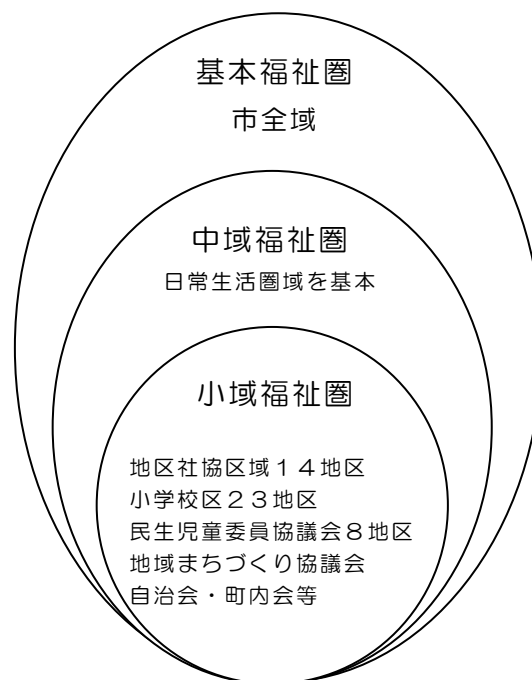
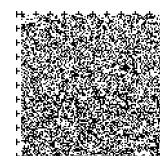


図 3-1 三層構造の地域福祉推進圏域

### 中域福祉圏

佐倉市高齢者福祉・介護計画に定める5つの日常生活圏域に専門職を配置した「総合相談窓口」の設置を検討し、住民の幅広い相談に対応するとともに、小域福祉圏同士のネットワークづくりを支援します。

<sup>31</sup> 各小学校区を基準として、区域内で活動する自治会・町内会等を基盤に、地域で活動する団体・組織が、それぞれの目的や活動を尊重し合い、緩やかに連携・協力することで、地域が対応できる課題などは、協働して、その解決を図ろうとする組織。



【機能】

- ・ 小域福祉圏の「なんでも相談窓口」では対応が困難なケースの受け入れや、地域住民からの様々な福祉相談にこたえる、対象者の横断的な「総合相談窓口」の設置を検討します。
- ・ 中域福祉圏での活動を担う専門職として「(仮称)地域福祉コーディネーター」の配置を検討します。



図 3-2 佐倉市高齢者福祉・介護計画の日常生活圏域

**基本福祉圏**

佐倉市全域を範囲とします。

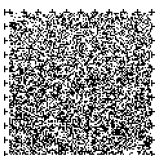
地域福祉計画の進行管理を通して課題対応や新しい課題の検討を行うなど、総合的な地域福祉の推進を行います。

【機能】

- ・ 小域福祉圏や中域福祉圏で進められている取り組みを支援します。
- ・ 5つの中域福祉圏の連絡調整や情報共有、対応が困難なケースの協議を行う「(仮称)ネットワーク会議」の開催を研究します。

地域福祉圏域について、市と社会福祉協議会が協働で検討を進めていきますが、市は主に中域福祉圏域を中心に整備を進め、社会福祉協議会は小域福祉圏域について主に整備を進めていきます。

また、市は「(仮称)地域福祉コーディネーター」の養成・配置について検討し、社会福祉協議会の「(仮称)地域福祉サポーター」の養成・配置を支援していきます。



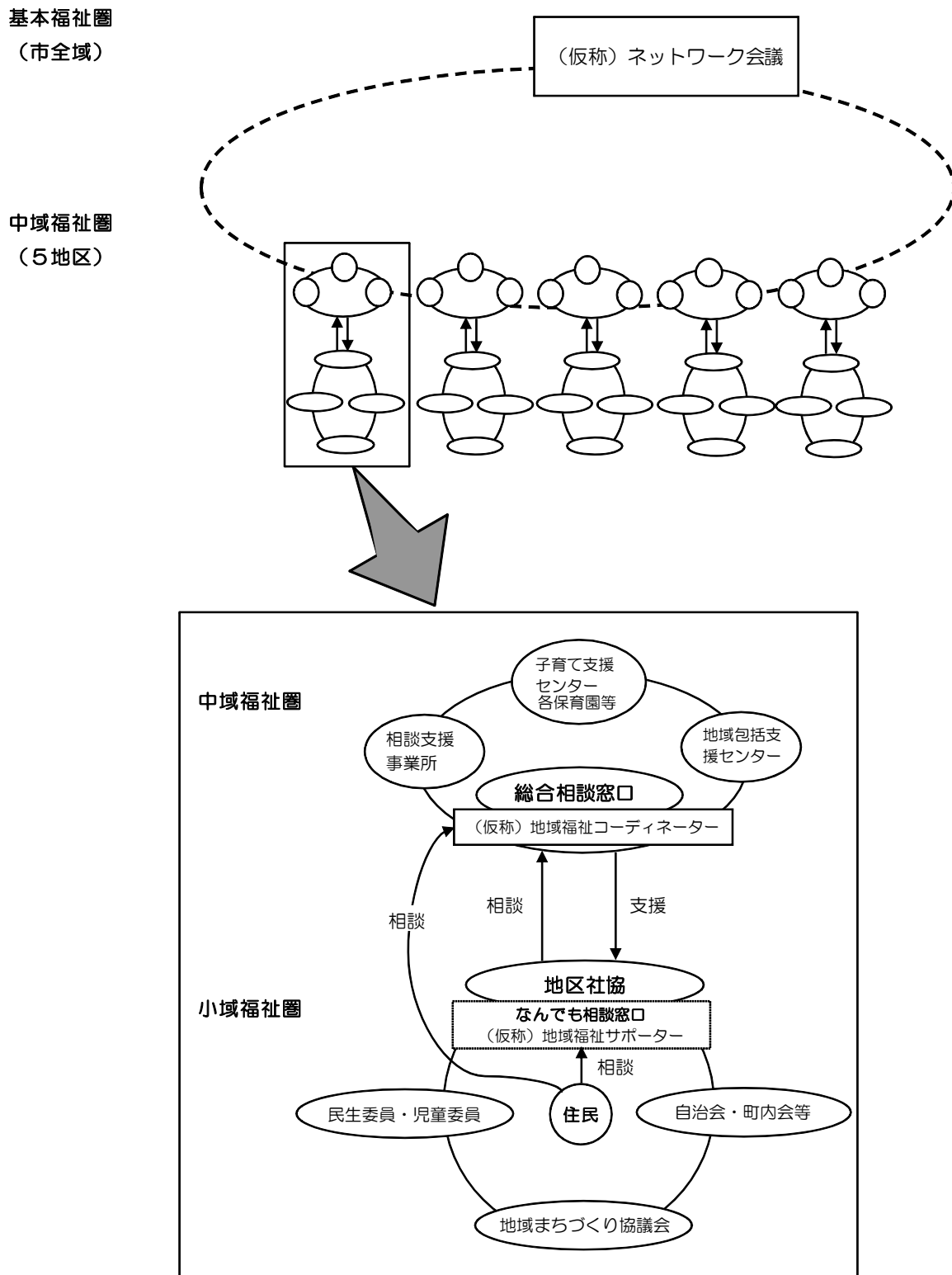
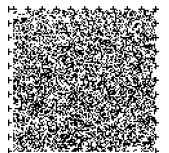


図 3-3 圏域間の連携図



## 4. 施策体系図

